

苧田町放課後児童クラブ指定管理者募集要項

苧田町放課後児童クラブの指定管理者（管理運営を実施する団体）を以下のとおり募集します。

1、対象施設の概要

名 称	所在地	施設の設置状況
苧田小学校区放課後児童クラブ	苧田町神田町 2 丁目 9 番地 12	苧田小学校敷地内専用施設 (ログハウス・プレハブ)
馬場小学校区放課後児童クラブ	苧田町馬場 588	馬場小学校敷地内専用施設 (プレハブ)
南原小学校区放課後児童クラブ	苧田町富久町 1 丁目 4 番地 9	南原小学校の教室 2 部屋 (教室棟 1 階)
与原小学校区放課後児童クラブ	苧田町与原 3 丁目 7 番地 5	与原小学校敷地内専用施設 (プレハブ)

2、指定管理者が行う事業

苧田・馬場・南原・与原小学校区放課後児童クラブ事業及び
放課後子どもひろば事業

※募集は、小学校区放課後児童クラブ毎に実施します。申請書の「1 管理を行う児童クラブ名称」に、必ず申請を希望する放課後児童クラブ名を記載してください。

※放課後児童クラブと放課後子どもひろばは、どちらか一方のみで申請することはできません。

3、管理の基準

- (1) 放課後児童クラブ事業においては関係法令、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び苧田町放課後児童クラブ設置条例を遵守すること。
- (2) 放課後子どもひろば事業においては関係法令及び苧田町放課後子どもひろば事業実施規程を遵守すること。
- (3) 施設設備及び物品の維持管理を行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱

うこと。

- (5) 放課後児童クラブ事業と放課後子どもひろば事業の会計及び諸記録はそれぞれ区分して町に報告すること

4、指定管理者の業務

○放課後児童クラブ事業に関すること

- (1) 児童の健康及び安全に配慮した個別的、集団的活動及び生活指導に関すること。
- (2) 地域及び小学校との連携並びに保護者相互の連絡調整に関すること。
- (3) 放課後児童クラブの入所の許可及び退所の届出に関すること。
- (4) 放課後児童クラブの利用に係る料金に関すること。
- (5) その他、町長が指定した業務に関すること。

○放課後子どもひろば事業に関すること

- (1) 児童の安全で健やかな居場所の提供を行う事業、遊びや学習に対する意欲及び態度の形成を図る事業、家庭や地域等との協働により地域との交流を図る事業及びその他児童の健全育成上必要な事業
- (2) 地域及び小学校との連携並びに保護者相互の連絡調整に関すること。
- (3) 放課後子どもひろばの登録の許可及び届出に関すること。
- (4) 放課後子どもひろばの利用に係る料金に関すること。
- (5) その他、町長が指定した業務

5、指定の期間及び協定

- (1) 令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。
ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。
- (2) 協定
 - ①基本協定・・・指定期間を通しての基本的な事項を定める。
 - ②年度協定・・・指定管理料等の年度ごとに必要な事項を定める。

6、応募資格

以下の全ての要件を満たす法人その他の団体

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定（一般競争入札の参加制限）に該当しないこと。

- (3) 荊田町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、商法（明治32年法律第48号）の規定に基づき、会社の再建や清算の手続きを行っている者に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (7) 町内に営業所・事業所等を有する法人その他の団体であること。

7、申請書類等

- (1) 指定管理者指定申請書様式第4号
（荊田町放課後児童クラブ設置条例施行規則（第6条関係））
- (2) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 財産目録及び決算書
- (5) 役員の名簿
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

*申請書類の提出は2部とします。1部はコピーで可とします。

*なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

8、指定管理料

指定管理料は、予算の範囲以内とし3ヶ月に一度の支払い方式とします。

[参考・予算]

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
77,137,000円	77,137,000円	77,137,000円	77,137,000円	77,137,000円

※今回募集する4校区の放課後児童クラブと放課後子どもひろばの合計金額です。

※要綱の改正等により、指定管理料は変更になることがあります。

- ① 受付期間 令和6年9月25日（水）～令和6年10月11日（金）
8：30～12：00 13：00～17：00 （※土日除く）
- ② 受付方法 下記へ持参してください。
- ③ 受付先 荻田町教育委員会 生涯学習課
住所 荻田町富久町1丁目19番地1
電話 093-434-2044